

手話通訳・要約筆記等事業に対する当面の取り組み
- 厚生労働省・地域生活支援室との要望懇談を踏まえて -

1 厚生労働省要望懇談で明らかになった点。

- ・ 自立支援法での市町村、都道府県事業に対する厚生労働省の指導権限は基本的にない。昨年 6 ヶ月間の全国状況のとりまとめをして、公表し、主管課長会議等でモデル事例を示すなど、提案、助言程度の範囲である。
- ・ 地域生活支援事業でのコミュニケーション支援事業等の地方格差や、「サービスの後退」に対しては、「従前にサービス水準を落とさないように」という厚生労働省の意向を十分理解していない市区町村の責任であるとの見解であった。
- ・ 都道府県での養成事業充実など、77 条 2 項に謳う「都道府県での事業」については、「あくまで市町村が行うべきことを優先させる必要があるとのこと。都道府県が補完すると市区町村のインセンティブが弱くなる。」との考え方で、順位付けをしている。しがって、まず市町村へ要望すればよいとの考えが概ねである。
- ・ 設置事業の推進については、基本的に市町村の裁量。IT 等の活用でテレビ電話による代替ができるところもあるという程度の認識であり、手話通訳士資格者の採用を働きかけるような積極的な考えはない。
- ・ 手話通訳者の養成カリキュラムについては見直し案を策定し、要約筆記（者）の養成カリキュラムについては提案済みのものを厚労省に再提案することになった。
- ・ 手話通訳者の養成カリキュラムについては、福祉医療機構の補助金をつかって見直し案をつくることも可能である。しかし、検討される新カリキュラムは、厚生労働省が統一的に通達として示すものではなく、あくまで市町村が斟酌するモデルとなるものである。

2 これからの運動方向

- ・ 3 月に行われる厚生労働省の全国主管課長会議に向けてモデル事例のとりまとめを行う必要がある。その他、必要な運動方針を早急に中央対策本部として確認する。
- ・ 方針案についてはとりあえず以下の通り。

主管課長会議へ提出するモデル事例案については、手話通訳士、ろう者相談員などの有資格者を核にして、設置事業と派遣事業のネットワークが十分に機能している市町村などを中央対策本部で集約し取り上げる。尚、厚生労働省が公表するとしている半年間の実績とのすりあわせが可能であれば事前に事務レベルで行う全国の市町村で起こっているコミュニケーション支援事業に係る諸問題については、まず、早急に実態を明らかにする取り組みを対策中央本部として行う。その上で、個別事例については、厚生労働省の「実績を後退させない」との言質を十分活用し、各自治体に対して個別対応としての要望運動を行うこと。

養成カリキュラムの見直しについては手話通訳養成の場合、厚生労働省監修であり、厚生労働省の責任で通知し各市町村へその実施を指導してきた経緯があることから、見直し案の位置づけについて、厚生労働省と十分に協議し、位置づけの質をおとさない方向を見いだすことができるかどうかをについて検討する。同時にカリキュラムが発表された場合の、各自治体の事業運営上への影響について十分検討すること。